

●香川県告示第397号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成25年9月3日から同月17日まで詫間漁業協同組合において縦覧に供する。

平成25年9月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

三豊市詫間町詫間5977番地 小林 俊一

三豊市詫間町詫間6606番地24 高木 光明

三豊市詫間町詫間6194番地1 安藤 操

2 加入区の名称

詫間加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

詫間漁業協同組合